

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月12日
【四半期会計期間】	第104期第2四半期（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）
【会社名】	花王株式会社
【英訳名】	Kao Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 尾崎 元規
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋茅場町一丁目14番10号
【電話番号】	03 - 3660 - 7111（代表）
【事務連絡者氏名】	会計財務部門 管理部長 青木 和義
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋茅場町一丁目14番10号
【電話番号】	03 - 3660 - 7111（代表）
【事務連絡者氏名】	会計財務部門 管理部長 青木 和義
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第103期 第2四半期 連結累計期間	第104期 第2四半期 連結累計期間	第103期 第2四半期 連結会計期間	第104期 第2四半期 連結会計期間	第103期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成20年 7月1日 至平成20年 9月30日	自平成21年 7月1日 至平成21年 9月30日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高(百万円)	657,905	599,051	341,057	311,837	1,276,316
経常利益(百万円)	54,986	45,861	28,918	25,930	94,609
四半期(当期)純利益(百万円)	32,392	25,237	15,295	13,436	64,462
純資産額(百万円)	-	-	589,489	581,250	554,194
総資産額(百万円)	-	-	1,211,911	1,129,577	1,119,676
1株当たり純資産額(円)	-	-	1,079.39	1,066.07	1,017.19
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	60.42	47.08	28.53	25.07	120.25
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	60.39	47.07	28.52	25.06	120.22
自己資本比率(%)	-	-	47.7	50.6	48.7
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	63,951	110,681	-	-	121,597
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	22,754	19,307	-	-	43,156
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	34,331	61,663	-	-	64,704
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	-	-	114,794	145,125	110,565
従業員数(人)	-	-	33,775	35,022	33,745

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数(人)	35,022 (4,116)
---------	----------------

(注) 1. 従業員数は、就業人員(当社グループ〔当社及び連結子会社〕からグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。)であります。()内は、臨時従業員数の当第2四半期連結会計期間の平均人員であり、外数で記載しております。

2. 臨時従業員は、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数(人)	5,994
---------	-------

(注) 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。)であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日) (百万円)	前年同四半期比(%)
ビューティケア事業	101,815	12.0
ヒューマンヘルスケア事業	37,131	12.9
ファブリック&ホームケア事業	68,040	1.6
コンシューマープロダクツ事業 計	206,987	9.0
ケミカル事業	42,192	37.7
小 計	249,180	15.6
消 去	9,310	-
合 計	239,870	15.7

(注) 1. 金額は売価換算値で表示しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 連結会社間の取引が複雑で、セグメントごとの生産高を正確に把握することは困難なため、概算値で表示しております。

(2) 受注状況

受注生産は行っておりません。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日) (百万円)	前年同四半期比(%)
ビューティケア事業	108,007	5.0
ヒューマンヘルスケア事業	46,338	0.5
ファブリック&ホームケア事業	69,465	+2.9
日本計	223,811	1.7
アジア	20,296	7.7
欧米	27,805	19.3
内部売上消去等	4,043	-
コンシューマープロダクツ事業 計	267,869	4.3
日本	29,227	17.7
アジア	14,481	35.1
欧米	17,596	35.8
内部売上消去等	8,546	-
ケミカル事業 計	52,758	26.3
小 計	320,627	8.7
消 去	8,790	-
連結売上高	311,837	8.6

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスク及び前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった事項は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(変更前)

- (1) 品質管理につきましては、当社グループは顧客の視点に立ち、関連法規の遵守並びに自主的に設定した厳しい基準に従って設計、製造を行っております。発売前の開発段階では、徹底的に試験、調査研究を行い、安全性を確認しております。また発売後には、消費者相談窓口を通じて、商品への意見、要望などをくみ上げ、さらなる品質向上に努めております。しかしながら、予想を超える重大な品質トラブルが発生した場合には、当該ブランドの問題だけではなく、当社グループの商品全体の評価にも重大な影響を与え、売り上げの低下によって、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(変更後)

- (1) 品質管理につきましては、当社グループは顧客の視点に立ち、関連法規の遵守並びに自主的に設定した厳しい基準に従って設計、製造を行っております。発売前の開発段階では、徹底的に試験、調査研究を行い、安全性を確認しております。また発売後には、消費者相談窓口を通じて、商品への意見、要望などをくみ上げ、さらなる品質向上に努めております。しかしながら、予想を超える重大な品質トラブルまたは新たな科学的知見により商品の安全と安心に対する懸念などが発生した場合には、当該ブランドの問題だけではなく、当社グループの商品全体の評価にも重大な影響を与え、売り上げの低下によって、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(追加)

- (6) 当社グループは、事業用の資産や企業買収の際に生じるのれんなど様々な有形・無形の固定資産や繰延税金資産等を計上しております。これらの資産については、今後の業績動向や、時価の下落等によって期待通りのキャッシュ・フローを生み出さない状況により、減損処理または評価性引当額の積増しが必要となる場合があります。これらの処理が発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1)業績の状況

当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）の経済環境は、主要各国の積極的な財政支出に支えられて持ち直してきた感はあるものの、失業率の高さや消費者の生活防衛意識の強さ、個人消費や民間設備投資の低迷などから本格的な回復には至りませんでした。

このような状況の下、当社グループは、引き続き高付加価値商品の発売や育成などに努める一方で、コストダウン活動や費用の削減などに注力しました。一方で、最近欧州を中心に、油脂中に含まれるグリシドール脂肪酸エステル安全性について議論が行われていることを受けて、エコナ関連製品について消費者の皆様安心してお使いいただけるレベルにグリシドール脂肪酸エステルが低減できるまで、これら関連製品の販売を自粛することを9月16日に発表しました。

売上高は、ファブリック&ホームケア事業が伸長したものの、景気悪化の影響を受けて市場構造が変化し市場が縮小したプレステージ化粧品の低迷や、対象業界の需要減などによってケミカル事業の売上数量が大幅に減少したことなどにより、前年同期に対して8.6%減（為替変動の影響を除く実質5.1%減）の311,837百万円となりました。

利益面では、天然油脂や石化原料を中心とした原材料価格の低下が売上原価の改善に大きく寄与し、さらにコストダウン活動の推進やマーケティング費用の効率化などに取り組んだものの、売り上げ減少の影響を大きく受けました。なお、エコナ関連製品販売自粛に伴う費用のうち、たな卸資産整理損を売上原価に2,529百万円、その他の処理費用については特別損失に3,419百万円計上しました。以上の結果、営業利益は26,146百万円（対前年同期2,889百万円減）、経常利益は25,930百万円（対前年同期2,988百万円減）、四半期純利益は13,436百万円（対前年同期1,858百万円減）となりました。

なお、買収に係るのれん等の減価償却費控除前営業利益は、35,034百万円（売上高比率：11.2%）でした。

当第2四半期連結会計期間の海外連結子会社等の財務諸表項目（収益及び費用）の主な為替の換算レートは、次のとおりであり、海外連結子会社等の第2四半期連結会計期間の連結対象期間は、4 - 6月です。

	第2四半期 連結会計期間
米ドル	96.76円（105.44円）
ユーロ	133.45円（164.77円）

（注）（ ）内は前年同期の換算レート

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

コンシューマープロダクツ事業

売上高は、前年同期に対して4.3%減の267,869百万円（為替変動の影響を除く実質1.7%減）となりました。

国内では、化粧品市場が、景気悪化の影響などを受けた消費者購買意識の変化と共に市場構造が変わり、結果として前年同期と比べ縮小しましたが、トイレタリー（化粧品を除くコンシューマープロダクツ）市場は、横ばいに推移しました。

国内の売上高は、1.7%減の223,811百万円となりました。プレステージ化粧品は市場構造の変化の影響を受けましたが、トイレタリー製品は、消費者の生活スタイルの変化に対応した新製品の発売や、提案型販売活動及び店頭展開活動の強化などに取り組んだ結果、当社グループのシェアは引き続き前年同期を上回り、売り上げも増加しました。

アジアでは、景気は持ち直してきているものの厳しい市場競争が続きました。売上高は為替変動の影響により7.7%減の20,296百万円となりましたが、現地流通との協働取組や日本を含むアジア一体運営を推進している効果が現れ、為替変動の影響を除いた実質では6.1%増となりました。

欧米では、景気悪化の影響を受けた市場の冷え込みや為替変動により、売上高は19.3%減（為替変動の影響を除く実質6.5%減）の27,805百万円となりました。

営業利益は、天然油脂や石化原料を中心とした原材料価格が低下したものの、売り上げが減少したことやエコナ関連製品の販売自粛に伴うたな卸資産整理損の影響を受けて、前年同期を2,461百万円下回る21,756百万円となりました。

〔ビューティケア事業〕

売上高は、前年同期に対して8.1%減の141,408百万円（為替変動の影響を除く実質4.7%減）となりました。

プレステージ化粧品の売り上げは、前年同期に対して減少しました。国内において、メガブランドの強化・拡充に向けた積極的な施策を展開しましたが、市場の低価格化傾向のなかで、中価格帯（2,000円から5,000円まで）と高価格帯の市場が冷え込み、また店頭在庫の圧縮による影響を受けました。プレミアムスキンケア製品の売り上げは、国内では「キュレル」や「ピオレ」が順調に推移したことにより伸長しましたが、円高による為替変動の影響と欧米の個人消費の冷え込みにより減少しました。プレミアムヘアケア製品の売り上げは、国内ではヘアカラー「ブローネ 泡カラー」が好調に推移したことにより伸長しました。アジアにおいても「アジエンス」に加え、「エッセンシャル」、「リーゼ」の発売などが貢献し現地通貨での売り上げは伸長しましたが、円貨では為替変動の影響により減少しました。また欧米では、個人消費の冷え込みと為替変動の影響を受けて減少しました。

営業利益は、プレステージ化粧品の売り上げが減少したことにより、前年同期を2,581百万円下回る830百万円となりました。なお、買収に係るのれん等の減価償却費控除前営業利益は、前年同期を3,192百万円下回る9,669百万円（売上高比率：6.8%）でした。

〔ヒューマンヘルスケア事業〕

売上高は、前年同期に対して0.8%減の50,432百万円（為替変動の影響を除く実質0.6%増）となりました。

フード&ビバレッジ製品では、エコナ関連製品は販売自粛により減少しましたが、ビバレッジ製品では、脂肪を消費しやすくする初めての炭酸飲料「ヘルシア スパークリング」が、愛飲者を拡大したことにより売り上げを伸ばしました。サニタリー製品では、売り上げはほぼ横ばいとなりました。国内では、生理用品「ロリエ」が厳しい競争環境のなか減少しましたが、ベビー用紙おむつ「メリーズ」が順調に推移しました。アジアでは、「ロリエ」が為替変動の影響を除いた実質の売り上げを拡大しました。パーソナルヘルス製品では、歯みがきが「クリアクリーン チェンジ」の発売などで好調に推移しましたが、入浴剤が伸び悩んだことなどにより、売り上げは横ばいとなりました。

営業利益は、原材料価格の低下により売上原価が改善されたものの、エコナ関連製品の販売自粛の影響を受け、前年同期を3,150百万円下回る1,712百万円となりました。

〔ファブリック＆ホームケア事業〕

売上高は、前年同期に対して1.4%増の76,028百万円（為替変動の影響を除く実質2.9%増）となりました。

ファブリックケア製品では、国内の衣料用洗剤で、独自の洗浄技術に基づき洗濯時の節水・節電で環境負荷を軽減し、洗濯時間の短縮も可能にした濃縮液体洗剤「アタックNeo」を発売し、また洗濯仕上げ剤でも柔軟仕上げ剤「ハミングフレア」や漂白剤「ワイドハイター」が好調に推移したことにより、売り上げを伸ばしました。ホームケア製品では、食器用洗剤「キュキュット」が順調に推移したことに加え、住居用洗剤「パイプハイター」や「洗たく槽ハイター」などが売り上げを伸ばしました。

営業利益は、積極的な新製品・改良品の発売により売り上げが伸びたことや、原材料価格の低下により売上原価が改善されたため、前年同期を3,270百万円上回る19,213百万円となりました。

ケミカル事業

ケミカル事業は、昨年秋以降の急激な景気悪化による対象業界の需要減及び原料価格の低下に伴う販売価格の改定などから、売上高は、前年同期に対して26.3%減の52,758百万円（為替変動の影響を除く実質19.4%減）となりました。

油脂製品では、対象業界の需要減による売上数量の減少と原料価格下落に伴う販売価格の改定の影響を受けました。機能材料製品では、幅広い産業に製品を供給しており、景気低迷の影響を受けました。スペシャルティケミカルズ製品でも、景気低迷の影響を受けましたが、ハードディスク用研磨剤や電子部品用洗浄剤は、平成21年1 - 3月を底に対象業界の需要が回復してきました。

営業利益は、大幅な売上数量の減少により前年同期に比べ418百万円下回る4,367百万円となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

（イ）日本

国内の会社の売上高は、前年同期に対して3.6%減の245,201百万円となりました。トイレットリー製品では、高付加価値商品の投入や販売活動の強化を行い伸長しました。しかしながら、プレステージ化粧品では市場構造の変化の影響を受けました。また、ケミカル事業では、昨年秋以降の急激な景気悪化による対象業界の需要減、及び原料価格の低下による販売価格の改定などの影響を受けました。

営業利益は、高付加価値商品の投入や販売活動の強化などの施策に加えコストダウン活動にも取り組みましたが、売り上げ減少やエコナ関連製品の販売自粛の影響などにより、前年同期を1,498百万円下回る24,875百万円となりました。

（ロ）アジア

アジア地域の会社の売上高は、前年同期に対して21.3%減（為替換算の影響を除く実質9.7%減）の34,411百万円となりました。コンシューマープロダクツ事業では現地流通との協働取組や日本を含むアジア一体運営の推進などの効果が現れ、為替変動の影響を除いた売り上げは伸長しました。ケミカル事業では原料価格下落に伴う販売価格の改定や、顧客先での在庫調整及び為替変動の影響を受けて、売り上げは大幅に減少しました。

営業利益は、原材料価格の低下により売上原価が改善されたことなどで、前年同期を470百万円上回る613百万円となりました。

（ハ）米州

米州地域の会社の売上高は、前年同期に対して24.2%減（為替換算の影響を除く実質14.6%減）の19,996百万円となりました。コンシューマープロダクツ事業では厳しい市場競争が続くなか、新製品の投入など積極的な活動を行いました。ケミカル事業とともに米国経済の落ち込みによる影響を受けました。

営業利益は、売り上げが減少したことなどにより、前年同期を1,343百万円下回る59百万円の損失となりました。

（ニ）欧州

欧州地域の会社の売上高は、前年同期に対して29.2%減（為替換算の影響を除く実質12.9%減）の27,053百万円となりました。コンシューマープロダクツ事業、ケミカル事業ともに景気低迷の影響を受けました。

営業利益は、売り上げが減少したことなどにより、前年同期を106百万円下回る793百万円となりました。

(2)資産、負債及び資本の状況

総資産は、1,129,577百万円となり、前連結会計年度末に比べ9,901百万円増加しました。主な増加は、現金及び預金31,259百万円であり、主な減少は、原材料価格が低下した商品及び製品などのたな卸資産7,901百万円や、商標権などの知的財産権やのれんの償却が進んだ無形固定資産15,156百万円です。

負債は、前連結会計年度末に比べ17,155百万円減少し、548,327百万円となりました。主な増加は、支払手形及び買掛金13,062百万円、未払法人税等7,715百万円であり、主な減少は、長期借入金の一部返済などによる39,526百万円です。

純資産は、前連結会計年度末に比べ27,056百万円増加し、581,250百万円となりました。主な増加は、当第2四半期連結累計期間純利益25,237百万円と、円安による為替換算調整勘定（海外連結子会社等の純資産の為替換算に係るもの）の変動14,180百万円であり、主な減少は、剰余金の配当金の支払い15,008百万円によるものです。

以上の結果、自己資本比率は、前連結会計年度末の48.7%から50.6%となりました。

(3)キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、第1四半期連結会計期間末に比べ24,660百万円増加し、145,125百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によって得られた資金は、77,155百万円となりました。主な増加は、税金等調整前四半期純利益21,271百万円、減価償却費21,183百万円、及び仕入債務の増加8,676百万円、主な減少は、退職給付引当金の減少1,717百万円です。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動に使用された資金は、7,667百万円となりました。主な内訳は、有形固定資産の取得8,236百万円、及び無形固定資産の取得1,014百万円です。

営業活動によって得られたキャッシュ・フローと投資活動に使用されたキャッシュ・フローを合計したフリー・キャッシュ・フローは、69,488百万円となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動に使用された資金は、45,810百万円となりました。主な内訳は、長期借入金の一部返済39,532百万円、少数株主への支払いを含めた配当金の支払額1,340百万円です。

(4)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5)研究開発活動

当第2四半期連結会計期間における研究開発費は、11,326百万円であります。

なお、当第2四半期連結会計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6)経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

現在の世界経済の状況は、昨年秋に米国の金融危機から始まった悪化に下げ止まりが感じられますが、先行きの不透明感から消費者の購買意欲を回復させるまでには至っていません。また、天然油脂や原油などの国際相場は、景気悪化の影響により昨年後半から大幅に下落したものの、不安定な状態が続いています。

このような状況のなか、当社グループは、中長期の視点から新たな使命を「エコロジーを経営の根幹に据え、清潔・美・健康の分野で世界の人々の“こころ豊かな生活文化の実現”に貢献する企業をめざす」としました。

コンシューマープロダクツ事業では、消費者や顧客先で起きている変化を捉え、製品ライフサイクル全体での環境対応視点も加えて、技術開発をさらに強化した付加価値の高い新製品・改良品の発売に取り組み、ブランド価値の強化を図ってまいります。また、消費者や流通の変化に対応した企画を提案し、商品の店頭展開に結び付けるなど、販売店との協働取組をさらに強化してまいります。ケミカル事業では、環境に配慮した独創的な新しい素材、技術を織り込んだ製品を開発し、世界の産業界に貢献することに注力してまいります。なお、エコナ関連製品は、再出発するために特定保健用食品の失効届を10月8日に提出しましたが、エコナ事業の再出発までは、当該事業に投下していた経営資源の一部を今後成長が見込まれる事業の展開などにも活用し、売り上げの減少によって受ける影響の吸収に努めてまいります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

平成21年9月30日現在

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000,000
計	1,000,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年11月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	540,143,701	540,143,701	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。(注)
計	540,143,701	540,143,701	-	-

(注)平成21年4月24日開催の取締役会決議に基づき、平成21年8月3日をもって単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。

(2)【新株予約権等の状況】

新株予約権等の状況は、次のとおりであります。なお、新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、それぞれの定時株主総会決議又は取締役会決議により発行した新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数から、行使されたもの及び失効したものの数を減じております。

旧商法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成15年6月27日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	220
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	220,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,372
新株予約権の行使期間	自平成17年7月1日 至平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,372 資本組入額 1,186
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)平成21年7月31日をもって当該新株予約権者との割当契約を変更し、各新株予約権の一部行使はできないものとするとしております。

平成16年6月29日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	721
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	721,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,695
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,695 資本組入額 1,348
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

平成17年6月29日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	917
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	917,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,685
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成24年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,685 資本組入額 1,343
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

会社法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年5月22日、平成18年8月25日及び平成18年9月28日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	7
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成20年7月1日 至平成25年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 2,933 資本組入額 1,467
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,932円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算して

おります。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,932円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ・ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

・新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

・新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

・譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

・新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

・その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定する。

(1) 新株予約権者は、当社及び当社が直接または間接に40%以上の株式を有する会社の役員及び使用人の地位をすべて喪失した場合は、当該地位喪失の日から2年後の応当日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権を行使することができる期間内に限るものとする。

(2) 1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成18年8月25日及び平成18年9月28日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	14
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成20年7月1日 至平成25年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 2,933 資本組入額 1,467
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

- (注)1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,932円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,932円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。
2. 前記「平成18年5月22日、平成18年8月25日及び平成18年9月28日取締役会決議」による新株予約権についての(注)2.に記載のとおりであります。

平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成18年8月25日及び平成18年9月28日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	418
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	418,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,211
新株予約権の行使期間	自平成20年7月1日 至平成25年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 3,211 資本組入額 1,606
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1. 本新株予約権は、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同額であります。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

・ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数を適用する日については、下記 の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡してこれを適用する。

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、次で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（取引が成立しない日を除く。以下同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

・新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

・新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

- （1）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- （2）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（1）に記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

・譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

・新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成19年7月24日及び平成19年8月30日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	22
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	22,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成21年7月1日 至平成26年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 3,064 資本組入額 1,532
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり3,063円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり3,063円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

・ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

・新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

・新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

・譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

・新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

・その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定する。

(1) 新株予約権者は、当社及び当社が直接または間接に40%以上の株式を有する会社の役員及び使用人の地位をすべて喪失した場合は、当該地位喪失の日から2年後の応当日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権を行使することができる期間内に限るものとする。

(2) 1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

平成19年7月24日及び平成19年8月30日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	12
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成21年7月1日 至平成26年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 3,064 資本組入額 1,532
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり3,063円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算して

おります。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり3,063円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 前記「平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成19年7月24日及び平成19年8月30日取締役会決議」による新株予約権についての(注)2.に記載のとおりであります。

平成19年6月28日定時株主総会決議並びに平成19年7月24日及び平成19年8月30日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	425
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	425,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,446
新株予約権の行使期間	自平成21年9月1日 至平成26年8月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 3,446 資本組入額 1,723
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1. 本新株予約権は、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同額であります。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

・ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数を適用する日については、下記 の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡してこれを適用する。

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、次で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（取引が成立しない日を除く。以下同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

・新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

・新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

（1）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

（2）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（1）に記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

・譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

・新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成20年7月28日及び平成20年8月28日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	24
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成22年7月1日 至平成27年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 2,866 資本組入額 1,433
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,865円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,865円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

・ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

・新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

・新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

・譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

・新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

・その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定する。

1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

平成20年7月28日及び平成20年8月28日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	12
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成22年7月1日 至平成27年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 2,866 資本組入額 1,433
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,865円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算して

おります。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,865円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 前記「平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成20年7月28日及び平成20年8月28日取締役会決議」による新株予約権についての(注)2.に記載のとおりであります。

平成20年6月27日定時株主総会決議並びに平成20年7月28日及び平成20年8月28日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	442
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	442,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,100
新株予約権の行使期間	自平成22年9月1日 至平成27年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 3,100 資本組入額 1,550
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1. 本新株予約権は、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同額であります。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

・ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数を適用する日については、下記 の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡してこれを適用する。

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、次で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（取引が成立しない日を除く。以下同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

・新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

・新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

（1）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

（2）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（1）に記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

・譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

・新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成21年7月24日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	36
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	36,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成23年7月1日 至平成28年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 2,116 資本組入額 1,058
新株予約権の行使の条件	-
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,115円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,115円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

・ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

・新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

・新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

・譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

・新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成21年7月24日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	24
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成23年7月1日 至平成28年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 2,116 資本組入額 1,058
新株予約権の行使の条件	-
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,115円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算して

おります。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,115円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 前記「平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成21年7月24日取締役会決議」による新株予約権についての(注)2.に記載のとおりであります。

平成21年6月26日定時株主総会決議及び平成21年7月24日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	430
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	430,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,355
新株予約権の行使期間	自平成23年9月1日 至平成28年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 2,355 資本組入額 1,178
新株予約権の行使の条件	-
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1. 本新株予約権は、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同額であります。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

・ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数を適用する日については、下記 の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡してこれを適用する。

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、次で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（取引が成立しない日を除く。以下同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

・新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

・新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

（1）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

（2）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（1）に記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

・譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

・新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

(3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年7月1日～ 平成21年9月30日	-	540,143	-	85,424	-	108,888

(5) 【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	30,902	5.72
モックスレイ・アンド・カンパニー (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, N.Y. 10017-2070 U.S.A. (東京都千代田区有楽町1丁目1番2 号)	23,761	4.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	23,622	4.37
ステート ストリート バンク アンド トラ スト カンパニー 505225 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート 銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	15,663	2.89
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	15,444	2.85
ノーザン トラスト カンパニー(エイブイ エフシー)サブ アカウント アメリカン ク ライアント (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5 NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	12,623	2.33
メロン バンク エヌエー アズ エージェン ト フォー イッツ クライアント メロン オ ムニバスユーエス ペンション (常任代理人 株式会社みずほコーポレート 銀行決済営業部)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区月島4丁目16-13)	10,914	2.02
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理部内	10,200	1.88
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエ イ ロンドン エス エル オムニバス アカウ ント (常任代理人 株式会社みずほコーポレート 銀行決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島4丁目16-13)	9,976	1.84
全国共済農業協同組合連合会 (常任代理人 日本マスタートラスト信託 銀行株式会社)	東京都千代田区平河町2丁目7番9号全 共連ビル (東京都港区浜松町2丁目11番3号)	9,092	1.68
計		162,200	30.02

(注) 1. 上記の株主の所有株式数には、信託業務または株式保管業務に係る株式数が含まれている場合があります。

2. モンドリアン・インベストメント・パートナーズ・リミテッドから、平成20年6月13日付で大量保有報告書に関する変更報告書の提出があり、平成20年6月6日現在で下記のとおり株券等を保有する旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における実質保有株式数の確認ができないため、上記の大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
モンドリアン・インベストメント・パートナーズ・リミテッド	33,817	6.15

株券等保有割合は、平成20年6月6日時点での発行済株式総数549,443千株により算出しております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,589,300	-	普通株式の内容は、上記(1)株式の総数等発行済株式の「内容」の欄に記載のとおりであります。
完全議決権株式(その他) (注)	普通株式 535,848,500	5,358,485	同上
単元未満株式	普通株式 705,901	-	同上
発行済株式総数	540,143,701	-	-
総株主の議決権	-	5,358,485	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が5,700株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数57個が含まれております。

【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 株式数の割合 (%)
花王株式会社	東京都中央区日本橋 茅場町一丁目14番10号	3,589,300	-	3,589,300	0.66
計		3,589,300	-	3,589,300	0.66

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	2,155	2,095	2,140	2,155	2,400	2,430
最低(円)	1,801	1,870	2,010	2,015	2,130	2,150

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

3【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）及び前第2四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）及び当第2四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）及び前第2四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）に係る四半期連結財務諸表については監査法人トーマツによる四半期レビューを受け、また、当第2四半期連結会計期間（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）及び当第2四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）に係る四半期連結財務諸表については有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

なお、監査法人トーマツは監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期 連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	85,089	53,830
受取手形及び売掛金	124,880	126,584
有価証券	56,416	54,714
商品及び製品	76,564	80,310
仕掛品	11,024	16,344
原材料及び貯蔵品	22,556	21,393
その他	54,451	52,178
貸倒引当金	1,705	1,528
流動資産合計	429,279	403,826
固定資産		
有形固定資産		
有形固定資産	1,098,552	1,084,360
減価償却累計額	842,284	826,886
有形固定資産合計	256,268	257,474
無形固定資産		
のれん	204,352	206,264
商標権	98,938	108,137
その他	29,998	34,043
無形固定資産合計	333,289	348,445
投資その他の資産		
投資その他の資産	110,956	110,129
貸倒引当金	215	198
投資その他の資産合計	110,741	109,930
固定資産合計	700,298	715,850
資産合計	1,129,577	1,119,676
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	108,099	95,036
短期借入金	10,929	16,402
1年内返済予定の長期借入金	22,117	22,183
未払法人税等	20,944	13,228
その他	134,138	123,889
流動負債合計	296,229	270,741
固定負債		
社債	99,997	99,996
長期借入金	97,374	136,900
退職給付引当金	34,127	36,000
その他	20,598	21,842
固定負債合計	252,097	294,741
負債合計	548,327	565,482

(単位：百万円)

	当第2四半期 連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	85,424	85,424
資本剰余金	109,561	109,561
利益剰余金	442,012	431,799
自己株式	11,051	11,038
株主資本合計	625,946	615,745
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,308	2,090
繰延ヘッジ損益	3	11
為替換算調整勘定	55,953	70,134
その他の評価・換算差額等	884	2,459
評価・換算差額等合計	54,532	70,515
新株予約権	1,113	838
少数株主持分	8,723	8,124
純資産合計	581,250	554,194
負債純資産合計	1,129,577	1,119,676

(2)【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
売上高	657,905	599,051
売上原価	286,321	251,152
売上総利益	371,584	347,899
販売費及び一般管理費	316,841	302,314
営業利益	54,742	45,584
営業外収益		
受取利息	1,274	561
受取配当金	113	95
持分法による投資利益	751	1,101
その他	1,938	1,336
営業外収益合計	4,078	3,094
営業外費用		
支払利息	3,098	2,293
為替差損	296	170
その他	438	353
営業外費用合計	3,834	2,817
経常利益	54,986	45,861
特別利益		
固定資産売却益	46	65
貸倒引当金戻入額	286	-
その他	62	37
特別利益合計	395	102
特別損失		
固定資産除売却損	743	1,411
減損損失	561	-
食用油関連処理損失	-	3,419
その他	315	536
特別損失合計	1,620	5,366
税金等調整前四半期純利益	53,761	40,597
法人税、住民税及び事業税	21,472	21,042
法人税等調整額	753	5,980
法人税等合計	20,719	15,062
少数株主利益	650	297
四半期純利益	32,392	25,237

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
売上高	341,057	311,837
売上原価	151,431	131,503
売上総利益	189,626	180,334
販売費及び一般管理費	160,591	154,188
営業利益	29,035	26,146
営業外収益		
受取利息	616	271
受取配当金	1	4
持分法による投資利益	414	621
為替差益	37	-
その他	839	656
営業外収益合計	1,909	1,554
営業外費用		
支払利息	1,748	1,149
為替差損	-	425
その他	278	194
営業外費用合計	2,026	1,770
経常利益	28,918	25,930
特別利益		
固定資産売却益	28	36
貸倒引当金戻入額	169	-
その他	22	27
特別利益合計	220	63
特別損失		
固定資産除売却損	517	831
減損損失	196	-
食用油関連処理損失	-	3,419
その他	207	471
特別損失合計	920	4,722
税金等調整前四半期純利益	28,218	21,271
法人税、住民税及び事業税	15,342	15,796
法人税等調整額	2,604	8,018
法人税等合計	12,737	7,778
少数株主利益	185	56
四半期純利益	15,295	13,436

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	53,761	40,597
減価償却費	43,352	41,439
減損損失	561	-
受取利息及び受取配当金	1,387	656
支払利息	3,098	2,293
為替差損益(は益)	110	519
持分法による投資損益(は益)	751	1,101
固定資産除売却損益(は益)	696	1,345
売上債権の増減額(は増加)	7,151	5,253
たな卸資産の増減額(は増加)	7,984	10,637
仕入債務の増減額(は減少)	8,160	11,114
退職給付引当金の増減額(は減少)	2,456	2,324
その他	1,818	16,106
小計	96,521	124,186
利息及び配当金の受取額	1,591	883
利息の支払額	3,083	2,331
法人税等の支払額	31,078	12,057
営業活動によるキャッシュ・フロー	63,951	110,681
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	18,788	16,462
無形固定資産の取得による支出	3,754	2,562
長期前払費用の取得による支出	2,484	2,296
短期貸付金の純増減額(は増加)	136	273
長期貸付けによる支出	1,579	1,061
その他	3,716	2,801
投資活動によるキャッシュ・フロー	22,754	19,307
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	2,132	6,448
長期借入れによる収入	759	13
長期借入金の返済による支出	22,093	39,685
自己株式の取得による支出	908	79
配当金の支払額	14,488	15,017
少数株主への配当金の支払額	224	5
その他	493	439
財務活動によるキャッシュ・フロー	34,331	61,663
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,696	4,850
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,169	34,560
現金及び現金同等物の期首残高	112,636	110,565
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	338	-
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の減少額	349	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	114,794	145,125

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
連結の範囲に関する事項の変更	(1)連結の範囲の変更 (除外) ・当第2四半期連結会計期間において事業再編により吸収合併された1社 Goldwell Besitzgesellschaft mbH (2)変更後の連結子会社の数 100社

【表示方法の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
(四半期連結損益計算書関係)	前第2四半期連結累計期間において、特別損失に区分掲記しておりました「減損損失」(当第2四半期連結累計期間は456百万円)は、特別損失総額の100分の20以下になったため、当第2四半期連結累計期間において、特別損失の「その他」に含めて表示しております。
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)	前第2四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に区分掲記しておりました「減損損失」(当第2四半期連結累計期間は456百万円)は、重要性が減少したため、当第2四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しております。

	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
(四半期連結損益計算書関係)	前第2四半期連結会計期間において、特別損失に区分掲記しておりました「減損損失」(当第2四半期連結会計期間は407百万円)は、特別損失総額の100分の20以下になったため、当第2四半期連結会計期間において、特別損失の「その他」に含めて表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1. たな卸資産の評価方法	<p>当第2四半期連結会計期間末の棚卸高の算定に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として、合理的な方法により算定する方法を主としております。</p> <p>また、たな卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ、正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。</p>
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	<p>定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
該当事項はありません。	

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間
(自平成21年4月1日
至平成21年9月30日)

エコナ関連製品の販売自粛に伴う費用につきましては、四半期連結損益計算書上で特別損失に区分掲記しております。「食用油関連処理損失」3,419百万円のほか、たな卸資産の評価に関する費用として「売上原価」に2,529百万円、総額5,948百万円を計上しております。

なお、セグメント情報につきましては、当該たな卸資産の評価に関する費用は、〔事業の種類別セグメント情報〕のヒューマンヘルスケア事業、及び〔所在地別セグメント情報〕の日本における営業費用にそれぞれ計上しております。

当第2四半期連結会計期間
(自平成21年7月1日
至平成21年9月30日)

エコナ関連製品の販売自粛に伴う費用につきましては、四半期連結損益計算書上で特別損失に区分掲記しております。「食用油関連処理損失」3,419百万円のほか、たな卸資産の評価に関する費用として「売上原価」に2,529百万円、総額5,948百万円を計上しております。

なお、セグメント情報につきましては、当該たな卸資産の評価に関する費用は、〔事業の種類別セグメント情報〕のヒューマンヘルスケア事業、及び〔所在地別セグメント情報〕の日本における営業費用にそれぞれ計上しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1. その他の評価・換算差額等 米国子会社における退職給付債務の未認識数理計算上の差異等であります。	1. その他の評価・換算差額等 同左
2. 保証債務 関連会社及び従業員等の金融機関ほかからの借入金等に対する債務保証は次のとおりであります。 European Distribution Service GmbH 1,444百万円 従業員等 345 計 1,790	2. 保証債務 関連会社及び従業員等の金融機関ほかからの借入金等に対する債務保証は次のとおりであります。 European Distribution Service GmbH 1,478百万円 従業員等 386 計 1,865

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。 荷造及び発送費 37,986百万円 広告宣伝費 47,367 販売促進費 35,746 給料手当及び賞与 64,904 研究開発費 23,024	1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。 荷造及び発送費 36,246百万円 広告宣伝費 46,265 販売促進費 33,187 給料手当及び賞与 61,485 研究開発費 22,560

前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。 荷造及び発送費 19,823百万円 広告宣伝費 22,408 販売促進費 19,634 給料手当及び賞与 32,467 研究開発費 11,523	1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。 荷造及び発送費 19,187百万円 広告宣伝費 22,804 販売促進費 17,714 給料手当及び賞与 31,072 研究開発費 11,326

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1. 現金及び現金同等物の当第2四半期連結累計期間 末残高と当第2四半期連結貸借対照表に掲記され ている科目の金額との関係(平成20年9月30日現 在)	1. 現金及び現金同等物の当第2四半期連結累計期間 末残高と当第2四半期連結貸借対照表に掲記され ている科目の金額との関係(平成21年9月30日現 在)
現金及び預金勘定 51,504百万円	現金及び預金勘定 85,089百万円
有価証券勘定 59,398	有価証券勘定 56,416
金銭の信託 4,000	金銭の信託 5,000
(流動資産その他)	(流動資産その他)
預入期間が3か月を超える 108	預入期間が3か月を超える 1,380
定期預金	定期預金
現金及び現金同等物 114,794	現金及び現金同等物 145,125

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 540,143千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 4,145千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストックオプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 1,113百万円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)(注)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年6月26日 第103期定時株主総会	普通株式	15,008	28	平成21年3月31日	平成21年6月29日	利益剰余金

(注) 持分法適用関連会社が保有する自己株式にかかる配当金のうち、持分相当額を控除しております。なお、控除前の金額は、15,023百万円であります。

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年10月27日 取締役会	普通株式	15,023	28	平成21年9月30日	平成21年12月1日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	コンシューマープロダクツ事業				ケミカル事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
	ビューティ ケア事業 (百万円)	ヒューマン ヘルスケア 事業 (百万円)	ファブリッ ク&ホーム ケア事業 (百万円)	小計 (百万円)				
売上高								
(1) 外部顧客に対する 売上高	153,938	50,853	75,006	279,798	61,259	341,057	-	341,057
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	10,310	10,310	(10,310)	-
計	153,938	50,853	75,006	279,798	71,569	351,368	(10,310)	341,057
営業費用	150,526	45,990	59,063	255,580	66,784	322,364	(10,342)	312,022
営業利益	3,411	4,862	15,943	24,217	4,785	29,003	31	29,035

(注) 1. 事業区分の方法

事業区分は、製品の種類・性質及び販売方法の類似性を考慮し、コンシューマープロダクツ事業(ビューティケア事業、ヒューマンヘルスケア事業、ファブリック&ホームケア事業)、ケミカル事業に区分しております。

2. 各事業区分の主要製品

事業区分		主要製品	
コンシューマー プロダクツ事業	ビューティケア事業	プレステージ化粧品	カウンセリング化粧品、セルフ化粧品
		プレミアムスキンケア製品	化粧石けん、洗顔料、全身洗淨料
		プレミアムヘアケア製品	シャンプー、リンス、ヘアスタイリング剤、ヘアカラー
	ヒューマンヘルスケア事業	フード&ビバレッジ製品	食用油、飲料
		サニタリー製品	生理用品、紙おむつ
		パーソナルヘルス製品	入浴剤、歯みがき・歯ブラシ、男性化粧品
ファブリック&ホームケア事業	ファブリックケア製品	衣料用洗剤、洗濯仕上げ剤	
	ホームケア製品	台所用洗剤、住居用洗剤、掃除用紙製品、業務用製品	
ケミカル事業	油脂製品	油脂アルコール、油脂アミン、脂肪酸、グリセリン、業務用食用油脂	
	機能材料製品	界面活性剤、プラスチック用添加剤、コンクリート用高性能減水剤	
	スペシャルティケミカルズ製品	トナー・トナーバインダー、インクジェットプリンターインク用色材、香料	

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

	コンシューマープロダクツ事業				ケミカル事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
	ビューティ ケア事業 (百万円)	ヒューマン ヘルスケア 事業 (百万円)	ファブリッ ク&ホーム ケア事業 (百万円)	小計 (百万円)				
売上高								
(1) 外部顧客に対する 売上高	141,408	50,432	76,028	267,869	43,968	311,837	-	311,837
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	8,790	8,790	(8,790)	-
計	141,408	50,432	76,028	267,869	52,758	320,627	(8,790)	311,837
営業費用	140,577	48,720	56,814	246,113	48,390	294,504	(8,812)	285,691
営業利益	830	1,712	19,213	21,756	4,367	26,123	22	26,146

(注) 1. 事業区分の方法

事業区分は、製品の種類・性質及び販売方法の類似性を考慮し、コンシューマープロダクツ事業(ビューティケア事業、ヒューマンヘルスケア事業、ファブリック&ホームケア事業)、ケミカル事業に区分しております。

2. エコナ関連製品の販売自粛に伴う費用につきましては、「追加情報」に記載のとおりであります。

3. 各事業区分の主要製品

事業区分		主要製品	
コンシューマー プロダクツ事業	ビューティケア事業	プレステージ化粧品	カウンセリング化粧品、セルフ化粧品
		プレミアムスキンケア製品	化粧石けん、洗顔料、全身洗淨料
		プレミアムヘアケア製品	シャンプー、リンス、ヘアスタイリング剤、ヘアカラー
	ヒューマンヘルスケア事業	フード&ビバレッジ製品	食用油、飲料
		サニタリー製品	生理用品、紙おむつ
		パーソナルヘルス製品	入浴剤、歯みがき・歯ブラシ、メンズプロダクツ
ファブリック&ホームケア事業	ファブリックケア製品	衣料用洗剤、洗濯仕上げ剤	
	ホームケア製品	台所用洗剤、住居用洗剤、掃除用紙製品、業務用製品	
ケミカル事業	油脂製品	油脂アルコール、油脂アミン、脂肪酸、グリセリン、業務用食用油脂	
	機能材料製品	界面活性剤、プラスチック用添加剤、コンクリート用高性能減水剤	
	スペシャルティケミカルズ製品	トナー・トナーバインダー、インクジェットプリンターインク用色材、香料	

前第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	コンシューマープロダクツ事業				ケミカル事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
	ビューティケア事業 (百万円)	ヒューマンヘルスケア事業 (百万円)	ファブリック&ホームケア事業 (百万円)	小計 (百万円)				
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	300,134	97,670	138,987	536,792	121,113	657,905	-	657,905
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	19,802	19,802	(19,802)	-
計	300,134	97,670	138,987	536,792	140,916	677,708	(19,802)	657,905
営業費用	290,659	90,655	112,743	494,057	128,916	622,974	(19,811)	603,163
営業利益	9,475	7,015	26,244	42,735	11,999	54,734	8	54,742

(注) 1. 事業区分の方法

事業区分は、製品の種類・性質及び販売方法の類似性を考慮し、コンシューマープロダクツ事業(ビューティケア事業、ヒューマンヘルスケア事業、ファブリック&ホームケア事業)、ケミカル事業に区分しております。

2. 各事業区分の主要製品

事業区分		主要製品	
コンシューマープロダクツ事業	ビューティケア事業	プレステージ化粧品	カウンセリング化粧品、セルフ化粧品
		プレミアムスキンケア製品	化粧石けん、洗顔料、全身洗淨料
		プレミアムヘアケア製品	シャンプー、リンス、ヘアスタイリング剤、ヘアカラー
	ヒューマンヘルスケア事業	フード&ビバレッジ製品	食用油、飲料
		サニタリー製品	生理用品、紙おむつ
		パーソナルヘルス製品	入浴剤、歯みがき・歯ブラシ、男性化粧品
ファブリック&ホームケア事業	ファブリックケア製品	衣料用洗剤、洗濯仕上げ剤	
	ホームケア製品	台所用洗剤、住居用洗剤、掃除用紙製品、業務用製品	
ケミカル事業	油脂製品	油脂アルコール、油脂アミン、脂肪酸、グリセリン、業務用食用油脂	
	機能材料製品	界面活性剤、プラスチック用添加剤、コンクリート用高性能減水剤	
	スペシャルティケミカルズ製品	トナー・トナーバインダー、インクジェットプリンターインク用色材、香料	

当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

	コンシューマープロダクツ事業				ケミカル事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
	ビューティケア事業 (百万円)	ヒューマンヘルスケア事業 (百万円)	ファブリック &ホームケア事業 (百万円)	小計 (百万円)				
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	275,699	97,981	141,073	514,754	84,296	599,051	-	599,051
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	16,359	16,359	(16,359)	-
計	275,699	97,981	141,073	514,754	100,655	615,410	(16,359)	599,051
営業費用	274,566	93,390	109,327	477,284	92,579	569,863	(16,396)	553,466
営業利益	1,132	4,591	31,746	37,470	8,076	45,547	37	45,584

(注) 1. 事業区分の方法

事業区分は、製品の種類・性質及び販売方法の類似性を考慮し、コンシューマープロダクツ事業(ビューティケア事業、ヒューマンヘルスケア事業、ファブリック&ホームケア事業)、ケミカル事業に区分しております。

2. エコナ関連製品の販売自粛に伴う費用につきましては、「追加情報」に記載のとおりであります。
3. 各事業区分の主要製品

事業区分		主要製品	
コンシューマー プロダクツ事業	ビューティケア事業	プレステージ化粧品	カウンセリング化粧品、セルフ化粧品
		プレミアムスキンケア製品	化粧石けん、洗顔料、全身洗浄料
		プレミアムヘアケア製品	シャンプー、リンス、ヘアスタイリング剤、ヘアカラー
	ヒューマンヘルスケア事業	フード&ビバレッジ製品	食用油、飲料
		サニタリー製品	生理用品、紙おむつ
		パーソナルヘルス製品	入浴剤、歯みがき・歯ブラシ、メンズプロダクツ
ファブリック&ホームケア事業	ファブリックケア製品	衣料用洗剤、洗濯仕上げ剤	
	ホームケア製品	台所用洗剤、住居用洗剤、掃除用紙製品、業務用製品	
ケミカル事業	油脂製品	油脂アルコール、油脂アミン、脂肪酸、グリセリン、業務用食用油脂	
	機能材料製品	界面活性剤、プラスチック用添加剤、コンクリート用高性能減水剤	
	スペシャルティケミカルズ製品	トナー・トナーバインダー、インクジェットプリンターインク用色材、香料	

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又 は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	249,334	31,491	26,137	34,094	341,057	-	341,057
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	5,099	12,246	260	4,134	21,740	(21,740)	-
計	254,433	43,737	26,397	38,228	362,797	(21,740)	341,057
営業費用	228,059	43,595	25,112	37,329	334,097	(22,074)	312,022
営業利益	26,373	142	1,284	899	28,700	334	29,035

(注) 1. 国又は地域の区分の方法

地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

- (1) アジア：東アジア及び東南アジア諸国、オーストラリア
- (2) 米州：米国、カナダ、メキシコ
- (3) 欧州：ヨーロッパ諸国、南アフリカ

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又 は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	240,716	27,159	19,867	24,094	311,837	-	311,837
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	4,484	7,251	129	2,959	14,824	(14,824)	-
計	245,201	34,411	19,996	27,053	326,662	(14,824)	311,837
営業費用	220,326	33,797	20,055	26,260	300,440	(14,748)	285,691
営業利益	24,875	613	59	793	26,222	(76)	26,146

(注) 1. 国又は地域の区分の方法

地理的近接度により区分しております。

2. 日本以外の区分に属する主な国又は地域

- (1) アジア：東アジア及び東南アジア諸国、オセアニア
- (2) 米州：米国、カナダ、メキシコ
- (3) 欧州：ヨーロッパ諸国、南アフリカ

3. エコナ関連製品の販売自粛に伴う費用につきましては、「追加情報」に記載のとおりであります。

前第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	477,788	61,414	51,407	67,294	657,905	-	657,905
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	10,037	22,996	478	8,345	41,857	(41,857)	-
計	487,826	84,411	51,885	75,639	699,763	(41,857)	657,905
営業費用	441,349	81,809	49,270	72,648	645,078	(41,914)	603,163
営業利益	46,477	2,601	2,615	2,991	54,685	57	54,742

(注) 1. 国又は地域の区分の方法

地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア：東アジア及び東南アジア諸国、オーストラリア

(2) 米州：米国、カナダ、メキシコ

(3) 欧州：ヨーロッパ諸国、南アフリカ

当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	461,774	50,071	39,893	47,312	599,051	-	599,051
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	8,764	11,913	341	5,555	26,575	(26,575)	-
計	470,539	61,984	40,235	52,867	625,627	(26,575)	599,051
営業費用	429,095	61,219	39,618	51,036	580,970	(27,503)	553,466
営業利益	41,443	764	617	1,830	44,656	928	45,584

(注) 1. 国又は地域の区分の方法

地理的近接度により区分しております。

2. 日本以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア：東アジア及び東南アジア諸国、オセアニア

(2) 米州：米国、カナダ、メキシコ

(3) 欧州：ヨーロッパ諸国、南アフリカ

3. エコナ関連製品の販売自粛に伴う費用につきましては、「追加情報」に記載のとおりであります。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	アジア	米州	欧州	計
海外売上高(百万円)	35,967	27,130	32,617	95,715
連結売上高(百万円)				341,057
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	10.5	8.0	9.6	28.1

(注) 1. 国又は地域の区分の方法

地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

(1) アジア: 東アジア及び東南アジア諸国、オーストラリア

(2) 米州: 米国、カナダ、メキシコ

(3) 欧州: ヨーロッパ諸国、南アフリカ

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

	アジア	米州	欧州	計
海外売上高(百万円)	31,265	20,254	23,160	74,680
連結売上高(百万円)				311,837
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	10.0	6.5	7.4	23.9

(注) 1. 国又は地域の区分の方法

地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

(1) アジア: 東アジア及び東南アジア諸国、オセアニア

(2) 米州: 米国、カナダ、メキシコ

(3) 欧州: ヨーロッパ諸国、南アフリカ

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の日本以外の国又は地域における売上高であります。

前第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	アジア	米州	欧州	計
海外売上高(百万円)	69,217	53,479	63,901	186,598
連結売上高(百万円)				657,905
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	10.6	8.1	9.7	28.4

(注) 1. 国又は地域の区分の方法

地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

(1) アジア：東アジア及び東南アジア諸国、オーストラリア

(2) 米州：米国、カナダ、メキシコ

(3) 欧州：ヨーロッパ諸国、南アフリカ

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

	アジア	米州	欧州	計
海外売上高(百万円)	56,922	41,016	45,381	143,320
連結売上高(百万円)				599,051
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	9.5	6.8	7.6	23.9

(注) 1. 国又は地域の区分の方法

地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

(1) アジア：東アジア及び東南アジア諸国、オセアニア

(2) 米州：米国、カナダ、メキシコ

(3) 欧州：ヨーロッパ諸国、南アフリカ

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の日本以外の国又は地域における売上高であります。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 2 四半期連結会計期間末 (平成21年 9月30日)		前連結会計年度末 (平成21年 3月31日)	
1 株当たり純資産額	1,066.07円	1 株当たり純資産額	1,017.19円

2 . 1 株当たり四半期純利益金額等

前第 2 四半期連結累計期間 (自平成20年 4月 1日 至平成20年 9月30日)		当第 2 四半期連結累計期間 (自平成21年 4月 1日 至平成21年 9月30日)	
1 株当たり四半期純利益金額	60.42円	1 株当たり四半期純利益金額	47.08円
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期純利益金額	60.39円	潜在株式調整後 1 株当たり 四半期純利益金額	47.07円

(注) 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 2 四半期連結累計期間 (自平成20年 4月 1日 至平成20年 9月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自平成21年 4月 1日 至平成21年 9月30日)
1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益 (百万円)	32,392	25,237
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	32,392	25,237
期中平均株式数 (千株)	536,143	536,004
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (千株)	238	106
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	28.53円	1株当たり四半期純利益金額	25.07円
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	28.52円	潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	25.06円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	15,295	13,436
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	15,295	13,436
期中平均株式数(千株)	536,132	535,999
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	243	116
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(1) 中間配当

平成21年10月27日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額.....15,023百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....28円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成21年12月1日

(注) 平成21年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、登録質権者または信託財産の受託者に対し、支払いを行います。

(2) 決算日後の状況

特記事項はありません。

(3) 訴訟

当社グループが当事者になっている係争中の訴訟が存在するものの、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼすものはないと考えております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月6日

花王株式会社
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川上 豊 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 市川 育義 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 安藤 武 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている花王株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、花王株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月5日

花王株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川上 豊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市川 育義 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安藤 武 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている花王株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、花王株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。